

まつざき WS 発表要旨

遊牧民から農民へ

— 帝政期中央アジアにおける遊牧民定住化を巡る一考察 —

秋 山 徹

本報告はロシア帝国による中央アジア遊牧民社会の統合のありかたを、定住化政策を切り口として考察した。すなわち定住化政策立案に至るプロセスおよび実施情況とその結末をツァーリ政府中枢、植民地現地＝総督府、遊牧民社会の事情を多面的に考察することを通して、ロシア帝国へのキルギズ遊牧民社会の統合の様相を明らかにした。考察の地理的範囲はステップ地方とトルキスタン地方であるが、特にセミレチエ州南部のクルグズ人居住地域に考察の焦点をあてた。史料は大臣評議会をはじめとするツァーリ政府中枢の閣議録から、植民地官僚の現状分析、さらにはカザフスタン国立中央文書館（ЦГА РК）に保存されている植民地当局の政策決定議事録や遊牧民自身からの請願書が利用された。

「キルギズ」（現在のカザフおよびクルグズを指す）がロシア帝国の統治体系のなかで初めて明確に位置づけられたのは1822年の『シベリア・キルギズ規則』においてであった。このなかで彼らは帝国のいわば「内なる他者」として「遊牧異族人」に類型化された。以後、帝政崩壊に至るまで、ツァーリ政府の遊牧民統治の基本原理は、遊牧民に農耕を普及させ漸次的に定住化をはかることであった。これは同時に「キルギズ」遊牧民の統治形態をロシア人農民のそれに近付けてゆくことを意味してもいた。

しかし、遊牧民の定住化が明確な政策的課題としてツァーリ政府の念頭にのぼるのは19世紀末期であった。すでに遊牧民に対する移動の制限は所謂「パスポート条項」によって規定されてはいたが、今やロシア人入植村落を模した「キルギズ定住村落」の形成が想定されるようになった。当時、ロシア中央部の農村過剰人口を帝国辺境へ移住させることが企図されるなかで、ステップ地方の土地整理が画策された。遊牧民の土地保障基準を設定するために遊牧民の経営調査が実施されたが、これは従来その移動形態すら不明確であった遊牧民の実態を統計的に明らかにしようとする試みでもあった。このなかで彼らが「発展段階」のなかで「定住化」の途上にあることが統計的に「証明」された。そのため政府はこのような遊牧民の定住化傾向を奨励する方針

を打ち出したのである。同時にこのような政策的課題と並行して、植民地官僚を中心として從来の遊牧民認識に変化が生ずるようになった。すなわち遊牧民が農民へと「発展」的に移行することが意図され、「キルギズ農民 *киргизы-крестьяне*」概念が登場することになった。また遊牧社会が、「ステップ空間の集約的利用に適応していない非効率的なキルギズ経営」から構成される「遊牧グループ」とロシア人農民との接触を通して農耕技術を習得し集約的な牧畜に従事する「定住農耕移行グループ」の二項対立図式によって把握されるようになった。このことは移民局系政府官僚を中心とする現状分析論文や国家ドゥーマにおける議論のなかで顕在化した。

定住化政策の立案・実施は帝政末期のストルイピン体制を待たなければならなかつた。ロシア人農業移民の奨励によって農業問題の解決と帝国辺境支配の再構築を標榜した同体制にとって、遊牧民の定住化は焦眉の問題であった。そのなかで定住化は「キルギズの定住民基準による土地整理」として規則化され、この政策を受容したキルギズにロシア人移民と同一基準の男子一人当たり 15 デシャチナ以下の土地区画を分与し、行政機構や裁判、租税も一般農民規定に従うことが規定されたのであった。

定住民基準での土地整理を求める請願は多数提出された。その最大の動機は放牧地・山林、国有林の収用にともなう土地狭窄に対処するための自らの利用地の確保であった。しかし、全ての請願が実施されたわけではなかった。ツアーリ政府にとって定住化はあくまでもロシア人農業移民のための植民フォンドの増加の手段であった。よって多くの場合ロシア人農民の入植が望ましい場所においてキルギズの土地整理は実施された。また遊牧民の側も遊牧民社会内部の部族的・派閥的利害のために当局の定住化政策を利用して行政区画を分割し、対立派閥から独立した独自の郷の形成を目論む場合が稀ではなかった。このため当局も慎重にならざるを得なかった。

更に、セミレチエ州南部のクルグズ人居住地域において当局は植民地化に反対するマナブーとりわけシャブダン・ジャンタエフーといった民族エリートの利益に配慮することを余儀なくされた。このような諸々の要因により定住民基準での全面的な土地整理は未完に終わったのである。

(北海道大学大学院文学研究科修士課程)